

令和6年度国有財産監査の結果について

九州財務局では、国有財産の有効活用を促進するため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況の監査を実施しています。

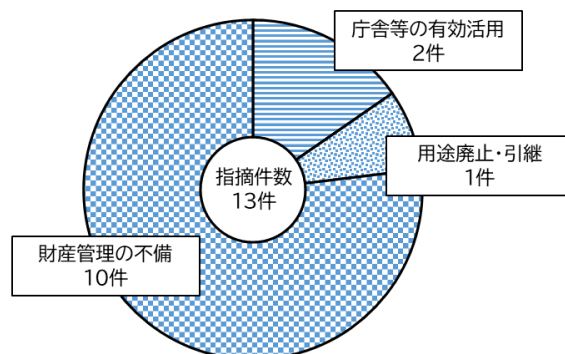
1. 令和6年度監査結果

令和6年度においては、管内に所在する国の庁舎等34件について、実地監査を実施し、うち13件（38.2%）について問題点を指摘しました。

具体的には、庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたものや用途廃止・引継を求めたものなどとなっています。

なお、指摘事案の概要については、別添資料のとおりとなっています。

《 令和6年度監査結果(指摘類型別の内訳) 》



2. 平成23～令和5年度監査における指摘事案のフォローアップ結果

指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいます。財務局では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対してフォローアップを実施しています。

平成23年度から令和5年度までの間に指摘した事案160件のうち、令和6年度末時点では是正・改善済となった事案は127件（79.4%）です。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施します。

《 監査指摘年度ごとの是正状況等(令和6年度末時点) 》

	計	指摘年度ごとの内訳												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
A 監査指摘	160	28	21	14	6	6	2	7	15	9	6	19	14	13
B 是正実績	127 (16)	28 (0)	18 (0)	14 (0)	6 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	13 (1)	5 (1)	4 (0)	13 (5)	11 (0)	9 (9)
C (A-B) 処理未済	33	0	3	0	0	3	0	6	2	4	2	6	3	4
D (B/A) 進捗割合	79.4	100.0	85.7	100.0	100.0	50.0	100.0	14.3	86.7	55.6	66.7	68.4	78.6	69.2

(注)「B 是正実績」欄の()内書きは、令和6年度中の是正実績

(参考) 全国の令和6年度国有財産の監査結果については財務省 HP にて公表しています。

https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2024/index.html

【本件についての照会先】

九州財務局 管財部 統括国有財産監査官
電話：096-353-6351 内線：3170

九州財務局マスコットキャラクター『にゃんきゅう』



令和6年度 監査結果一覧表

【行政財産】 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(13件)

【普通財産】 各省各庁所管普通財産等の指摘(0件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2	使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	a	財務省	熊本国税局	一般	－	臼杵税務署	大分県臼杵市	臼杵税務署は、余剰(約30㎡)が生じていることから、近隣に所在する臼杵森林事務所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	a	財務省	熊本国税局	一般	－	玉名合同庁舎	熊本県玉名市	玉名合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約240㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
3	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	－	臼杵森林事務所	大分県臼杵市	臼杵森林事務所は、低利用な使用実態であることから、近隣に所在し余剰(約30㎡)が生じている臼杵税務署へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
4	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	－	高岡出張所	宮崎県宮崎市	高岡出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
5	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	－	宮崎維持出張所	宮崎県宮崎市	宮崎維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
6	d1	防衛省	熊本防衛支局	一般	－	自衛隊宮崎地方協力本部	宮崎県宮崎市	自衛隊宮崎地方協力本部は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
7	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	－	宮崎河川国道事務所	宮崎県宮崎市	宮崎河川国道事務所は、公共用財産である地下水位観測所(建物)が庁舎敷地内に建っていることが確認されたことから、当該建物敷地を含め公共用財産として整理すべき範囲を特定し、国有財産台帳を整理する必要がある。
8	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	－	宮崎出張所	宮崎県宮崎市	宮崎出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
9	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	－	川内出張所	鹿児島県薩摩川内市	川内出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
10	d2	財務省	熊本国税局	一般	－	宇土合同庁舎	熊本県宇土市	宇土合同庁舎は、敷地内に設置した専用柱から隣接住宅への電話引込線の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
11	d2	最高裁判所	大分地方裁判所	一般	－	臼杵簡易裁判所庁舎	大分県臼杵市	臼杵簡易裁判所庁舎は、使用許可中の電柱の支線について、既に撤去済であることから、使用許可の取消しの手続を行う必要がある。
12	d2	法務省	熊本地方検察庁	一般	－	玉名支部	熊本県玉名市	玉名支部は、敷地内に設置されているカーブミラーの使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。
13	d2	法務省	鹿児島地方法務局	一般	－	川内地方合同庁舎	鹿児島県薩摩川内市	川内地方合同庁舎は、敷地内に設置されている郵便差出箱の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。

2.「各省各庁所管の普通財産」の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
					該当なし			